日本に外国人が住民として暮らしていることが、都会ばかりでなく地方においても当たり前のことになってきた。自治体では、「多文化共生」を理念に外国人住民向け施策のみならず、日本人住民向けにも異文化理解などを目的とした施策が実施されるようになってきている。

自治体にとっては、「多文化共生」はこれまでに経験のない新しい政策分野である。しかも、多言語・多文化を巡る問題をどう理解・把握し解決の手段を講ずるのかという政策実施においては、一定の専門性が求められる分野でもあるだけに、その取り組みについては手探り状態が続いている。

多文化共生政策の実施においては、都道府県・政令指定都市の多くが「地域国際化協会」(総務省の認定を受けて自治体が設置した国際化政策を推進する組織)に委ねているのが現状であり、基礎自治体においても自治体が設置したいわゆる国際交流協会がその担い手となりそこに市民が参加して事業が展開されたりしている。

一方で、果たして「多文化共生」を実現する内実のある施策展開がなされているのかという疑問も呈されている。また、国際交流協会のない自治体では、担当者も置かず何も実施していないか、もしくは担当になった職員が一から勉強しながら施策の立案・実施に取り組んでいるのも実情である。

多文化共生施策を事業化し、実施するのは、自治体や国際交流協会などの組織に所属する職員ということになるが、それでは、その職員は、現場の問題をどのように捉え、多文化共生政策としてどのように事業を実施しているのだろうか。そのためには、多文化共生政策を担当する職員にはどのような役割や専門性が求められるのだろうか。また、多文化共生への取り組みを行っている NPO 組織においては、多文化共生政策との関連において、スタッフにはどのような役割が見いだされるのだろうか。

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターでは、多文化共生政策に関わる自治体や国際交流協会の職員、多文化の問題に関わっている NPO のスタッフなど、まさしく政策実施の現場で仕事をする実践者とともに、2007 年度から多文化化する日本社会の問題解決に寄与する専門人材に関する研究を行ってきた。不確実性の増す現代社会においては、もはや1組織、1機関だけで問題が解決できる状況ではなくなってきているという認識は広く共有されつつある中で、本センターでは、問題を解決する方策として多様な人・組織との連携・協働を推進で

きる専門人材を「多文化社会コーディネーター」と位置づけ、その専門性および 専門性形成の方法について研究を進め、これまでに6冊の報告書にまとめてきた ところである。

本冊は、その7冊目にあたるもので、多文化共生政策の実施者に求められる役割をテーマに議論を深めてきた、多文化社会コーディネーター研究会の成果を2012年度報告としてまとめたものである。

第1部では、総論として、3人が自治体政策に関わる人材に求められる役割について論じている。自治体国際化政策実施の現場に長くかかわり現在は本センターの研究員として専門人材研究と養成に携わっている杉澤経子は、国際交流を中心テーマに始まった自治体国際化政策がどのように推移してきたかを踏まえた上で、多文化共生政策はどのように位置づけられてきたのか、また、政策実施者にはどのような役割が求められるのかを考察した。「多文化共生」は自治体施策のスローガンとして用いられてきた言葉とされるが、「多文化共生」を理念として政策が体系化されたとするならば、政策実施においてはその内実が問われることになる。2007年から本学特任研究員として専門人材研究に関わってきた山西優二は、学びおよび学びの文化の多様性と特性を公・共・私の視点から捉えた上で、それらを自治体の多文化共生政策としてコーディネートする場合の実務者の役割について考察している。3人目は、研究会に講師として招いたことをきっかけに特別に論考を頂戴することになった平井竜一逗子市長である。基礎自治体のトップマネジメントの立場から、政策実施者である自治体職員の役割や位置づけはどうあるべきかを具体例を挙げて論述する。

第2部では、実践的考察として、2012年度の本研究会メンバー7人が、それぞれの実践をベースに多文化共生政策の実施者に求められる役割について論じている。多文化共生政策の実施においては、自治体や国際交流協会だけでなくNPOなどの市民団体等の組織も関わっており、その担い手は多様である。実際に、本研究会メンバーについても、自治体職員、国際交流協会職員、市議会議員、NPOスタッフとその立場は多様であった。

第2部の第1章では、地域国際化協会の職員として多文化共生政策の実施において事業を担当している菊池哲佳、松岡真理恵、髙栁香代が、3.11の東日本大震災を契機に自治体で新たな課題として浮かび上がってきた、外国人住民に対する防災政策について多文化共生政策とどのように関連づけ取り組んできたのか、自らの実践を省察する中から見えてきた政策実施者としての協会職員の役割について論じている。

第2章では、広域行政を担う自治体職員の立場から、亀井鈴子は多文化共生政 策担当者としての自らの実践を通してその役割を論じ、齊藤由実子は行政組織内 における専門的職員のあり方について考察した。

第3章では、市議会議員としてまた NPO における実践者として活動する石川 秀樹が、基礎自治体における多文化共生政策の現状を分析し、その状況を打開するための広域連携の可能性を探る実践において、官・民協働を推進する人材の必要性について論及している。また、NPO において多文化化の問題に取り組んできた奈良雅美は、NPO が政策に関わる意義および NPO の実践においてスタッフに求められる役割について論じている。

外国人住民が200万人を超える時代となった今、全国で多文化化の問題が顕在 化するようになり、広域自治体、基礎自治体、国際交流協会、NPOといった組 織的な側面においてだけでなく、教育、福祉、医療、司法など多様な分野におい て、様々な取り組みが始まってきている。しかし、その取り組みは未だ縦割り的 で、組織や分野を横断した連携・協働はなかなか進んでいない。

外国人を日本人と同様に1人の住民として捉え政策展開していかなくてはならない自治体において、多文化共生政策は、官・民をつなぎ、教育、福祉、医療、司法などの分野を包括した総合的な政策として実施していく必要があると言える。多文化共生政策を担当する職員には、分野を横断的につなぎ、多様な人・組織との連携・協働によって政策を実施していくコーディネーターとしての役割・力量が求められる。

本冊が、多文化共生政策の体制整備に関わる行政職員、施策の実施に取り組んでいる自治体や国際交流協会の職員、行政と連携して多文化化の問題に取り組む NPO スタッフなど、広く多文化共生社会の実現を願い実践する組織・人々の多少なりとも参考になれば幸いに思う。

多文化社会コーディネーター研究会チーフ 杉澤 経子